

長野県犯罪被害者等支援推進計画



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和4年4月

長野県

目次

第1章 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 犯罪被害者等の現状	3
1 犯罪被害者等の置かれている状況	3
（1）心身の不調	3
（2）経済的困窮等生活上の問題	3
（3）二次被害の問題	3
2 県内における犯罪の発生状況	4
（1）刑法犯の発生総件数	4
（2）重要犯罪の発生状況	4
（3）交通事故の発生状況	5
3 相談件数	6
（1）犯罪被害の相談状況	6
（2）性暴力被害の相談状況	6
（3）配偶者等からのDV被害の相談状況	7
（4）児童虐待の相談状況	7
（5）児童虐待・DV24時間ホットラインの相談件数	8
第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針	9
1 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重	9
2 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援	9
3 途切れない支援の迅速・公正な提供	9
4 関係機関同士の適切な連携・協力による支援	9
第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策	11
1 施策体系	11
2 具体的施策	12
施策の柱1 総合的な支援体制の整備	12
（1）支援体制の整備（第9条関係）	12
（2）民間支援団体に対する支援（第23条関係）	15

(3) 人材の育成(第24条関係)	16
施策の柱2 相談・情報提供の充実	18
(1) 相談及び情報の提供等(第12条関係)	18
(2) 損害賠償請求に関する情報の提供(第19条関係)	24
(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供(第20条関係)	25
施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援	26
(1) 心身に受けた影響からの回復(第13条関係)	26
(2) 日常生活の支援(第14条関係)	28
(3) 安全の確保(第15条関係)	30
(4) 居住の安定(第16条関係)	32
(5) 雇用の安定(第17条関係)	34
(6) 経済的負担の軽減(第18条関係)	36
施策の柱4 県民の理解の増進	39
(1) 県民の理解の増進(第21条関係)	39
(2) 学校における教育(第22条関係)	41
〈参考〉	
犯罪被害者等基本法	42
長野県犯罪被害者等支援条例	47

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があります。そしてその被害者等は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、様々な問題に苦しめられます。犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、支援に関する施策を講じ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。さらに、平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定されました。その後、第2次、第3次計画が、令和3年4月には第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策が進められています。

長野県においても、基本法等に基づいて関係機関と連携しながら犯罪被害者等の支援に取り組んできました。しかしながら、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。

そこで、県では、条例制定に向けた具体的な検討を行うこととし、長野県人権政策審議会に検討部会を設置し、条例に盛り込むべき内容について検討いただきました。

検討結果を踏まえ、令和4年3月に「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ること」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的として、犯罪被害者等支援における基本理念や、県・県民・事業者・民間支援団体の責務・役割、基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」（令和4年3月24日長野県条例第10号。以下「条例」という。）を新たに制定しました。

このたび、この条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、基本法及び条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や取り組むべき具体的施策内容等について定めるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、また、計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害はいつ、どこで起こるかかわからず、誰もが被害に巻き込まれる可能性があり、決して許されないものです。加えて、犯罪被害者等は本来対等であるべき他人から、理不尽に生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われる等、生命、身体、財産が害されま
す。心情的にも決して納得できるものではありません。

(1) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れます。また、加害者から再び被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった、事件前には当たり前に行っていたことができなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

(2) 経済的困窮等生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等あらゆる面で支出が増加します。

加えて、仕事上においては、治療や捜査、裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職、退職を余儀なくされることもあります。このように支出が増加する一方で、収入が減少、途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(3) 二次被害の問題

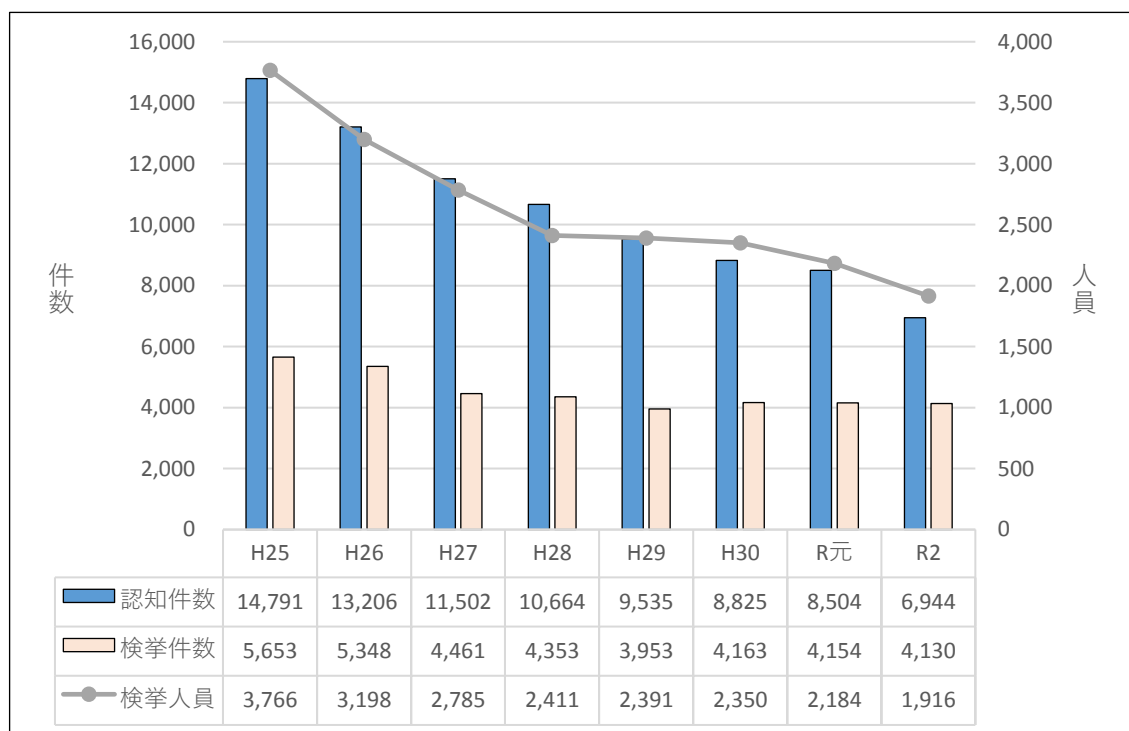
他人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による無理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

2 県内における犯罪の発生状況

(1) 刑法犯の発生総件数

県内の刑法犯認知件数は、年々減少しており、令和2(2020)年は、6,944件(前年比1,560件減)と、平成25(2013)年に比べ、約53%減少しています。

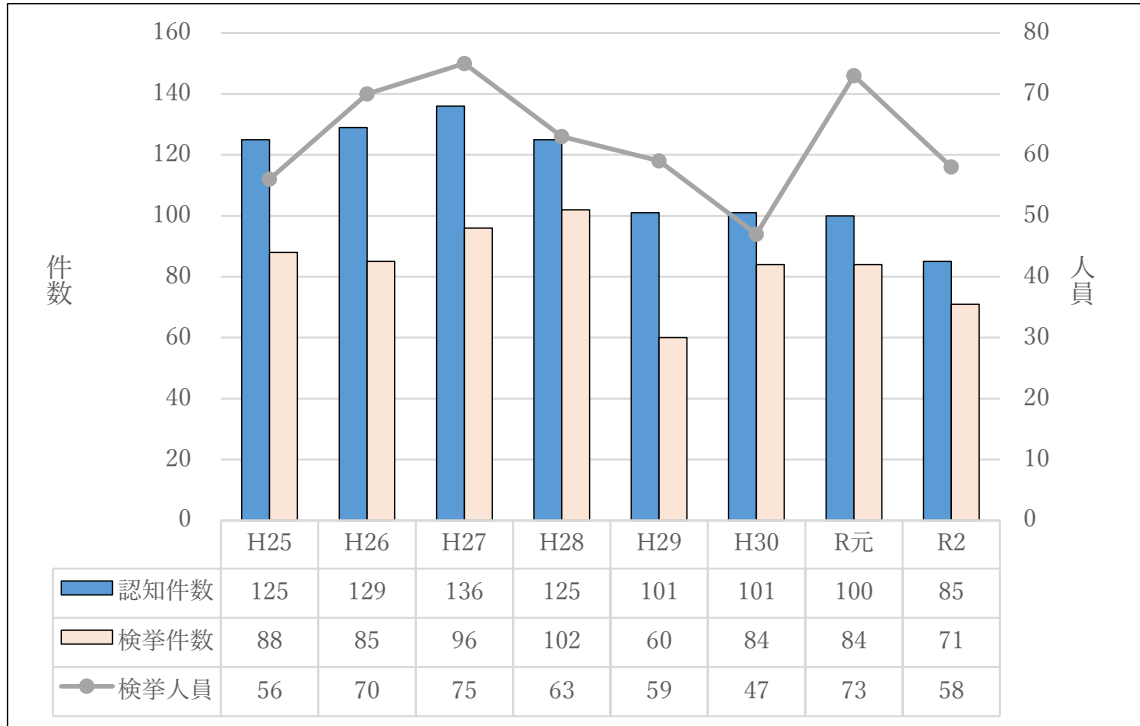
検挙件数は、大きな変動はないものの、徐々に減少傾向にあり、令和2(2020)年は4,130件(前年比24件減)と平成25(2013)年に比べ、約27%減少しています。



資料：長野県警察調べ

(2) 重要犯罪の発生状況

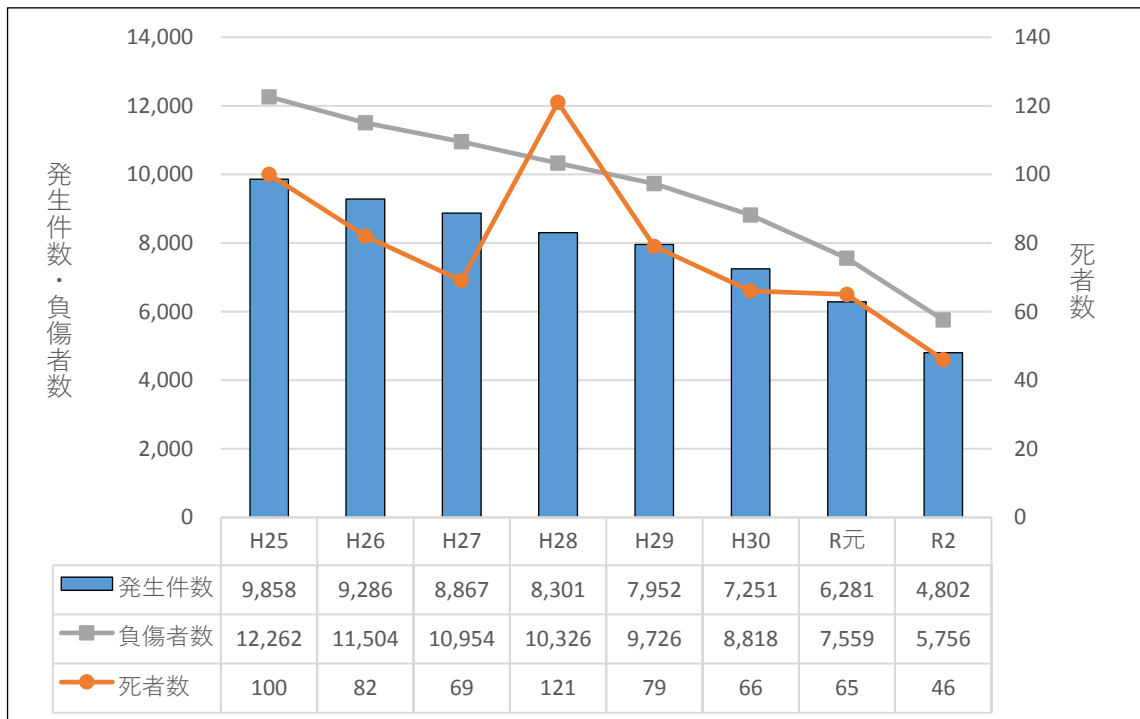
県民の治安に対する信頼感に大きく関わりのある重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。)の認知件数は、平成25(2013)年以降、減少と増加を繰り返しながら、長期的には減少傾向を続けており、令和2(2020)年は、前年に比べ、15%減少しています。



資料：長野県警察調べ

(3) 交通事故の発生状況

県内の交通事故発生件数は、年々減少しており、令和2（2020）年中は、4,802件（前年比1,479件減）と平成25（2013）年に比べ約51%減少しています。

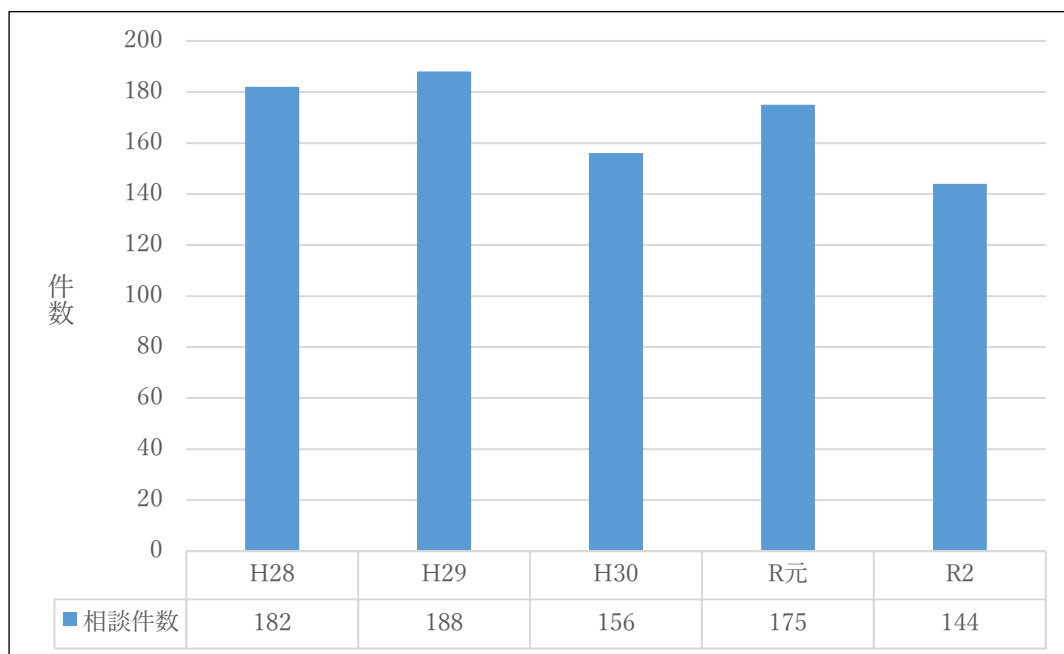


資料：長野県警察調べ

3 相談件数

(1) 犯罪被害の相談状況

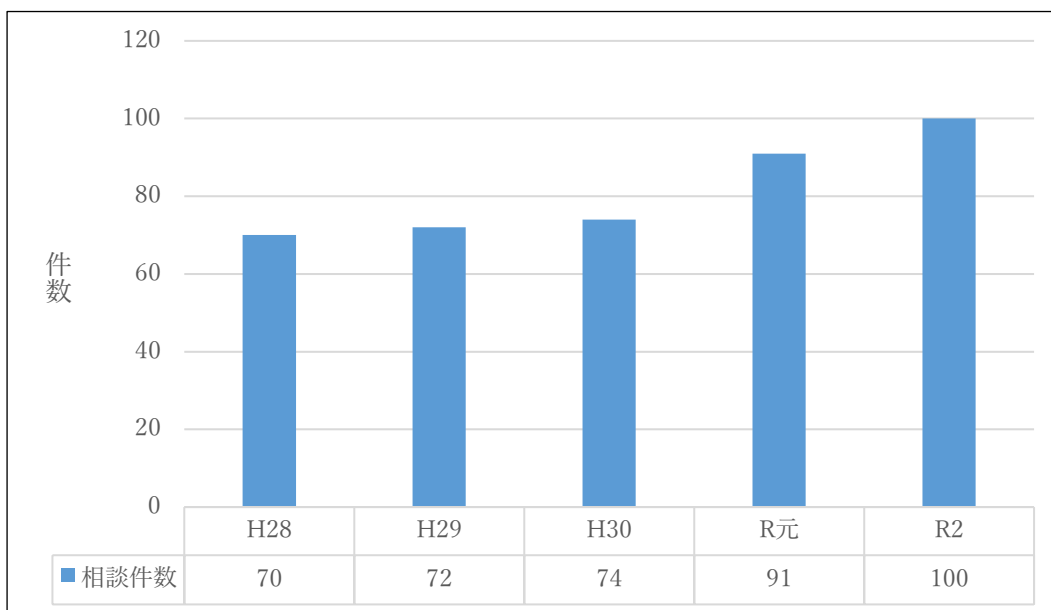
認定特定非営利法人 長野犯罪被害者支援センターにおける電話相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター

(2) 性暴力被害の相談状況

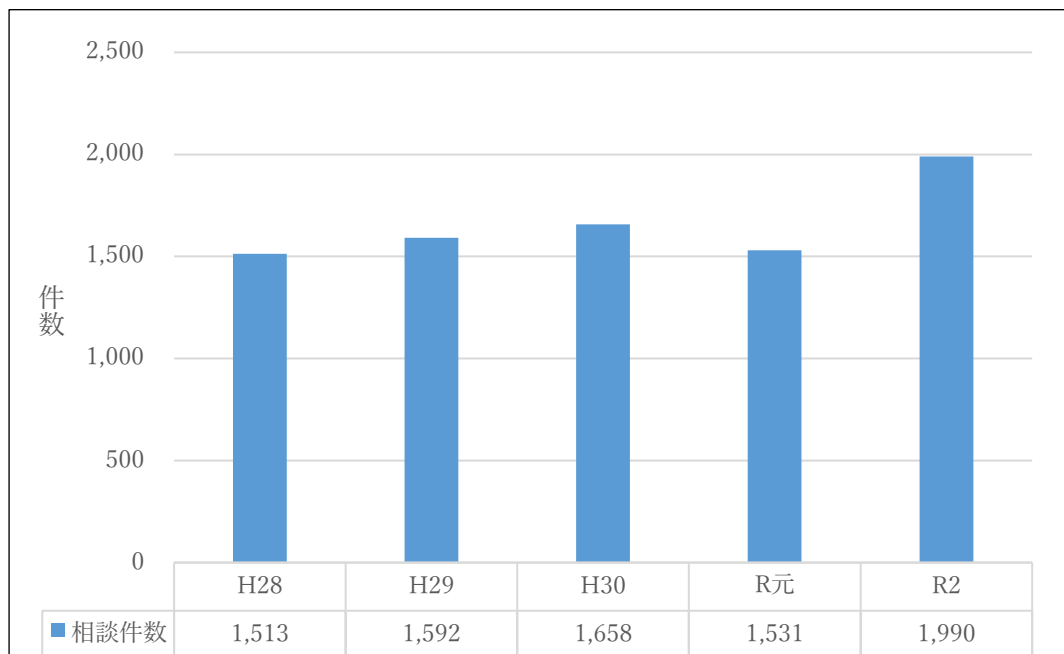
長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」における相談件数は、平成28(2016)年から年々増加しており、令和2(2020)年には過去最高の相談件数となっています。



資料：長野県調べ

(3) 配偶者等からのDV被害の相談状況

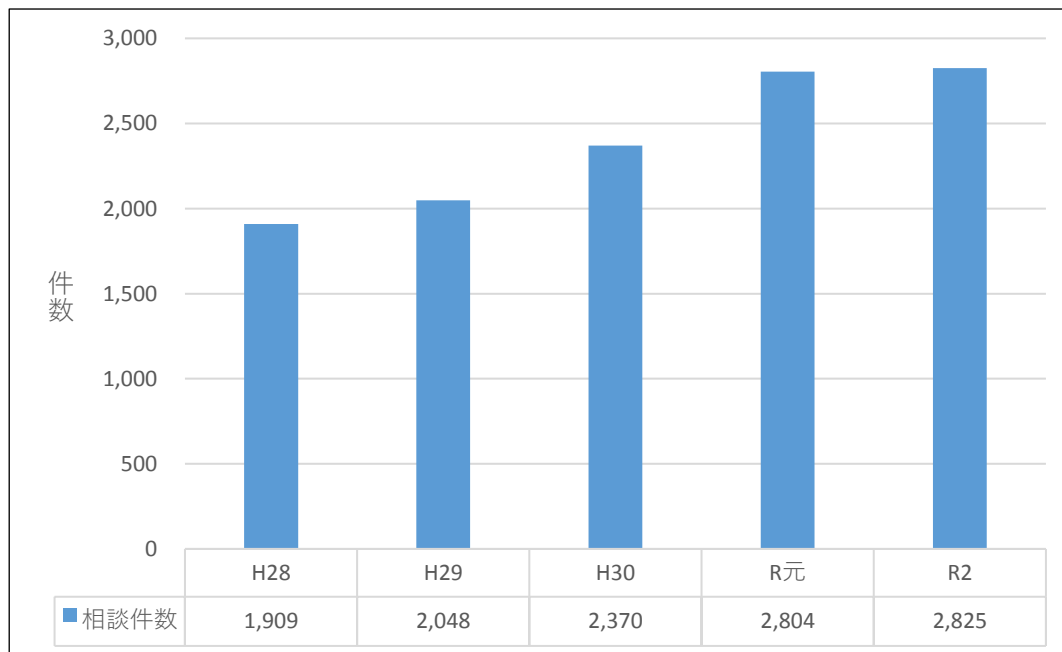
女性相談センターを含む配偶者相談支援センター、県保健福祉事務所、女性相談員が配置されている市福祉事務所が受け付けた相談件数は、令和2（2020）年に直近5年で最高の相談件数となっています。



資料：長野県調べ

(4) 児童虐待の相談状況

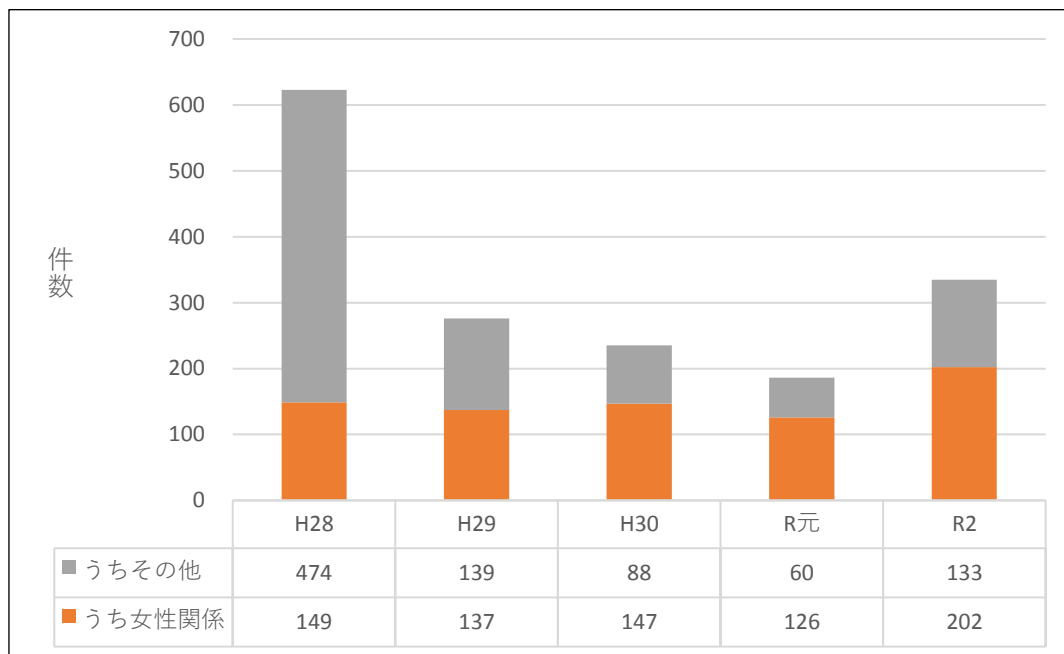
県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,825件で、年々増加しており、令和2（2020）年には直近5年で最高の相談件数となっています。



資料：長野県調べ

(5) 児童虐待・DV24時間ホットラインの相談件数

令和2（2020）年の受付件数は1,522件と対前年比297件増加しています。（平成29年より無言電話、間違い電話を計上していないため、平成28年から平成29年は総件数が大幅に減少しています。）



資料：長野県調べ

第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の4つの基本方針を掲げます。

1 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

どのような状況に置かれたとしても、個人としての尊厳は、当然重んじられなければなりません。それにも関わらず犯罪被害者等は、しばしば被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、尊厳を重んじられるべき個人として、当然に保障される基本的人権の保護を図るためのものであり、支援者はそのことを念頭に支援を実施していく必要があります。

また同時に、社会全体で犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性などについて理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するなど、支援の輪を広げていく必要があります。

2 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

犯罪等の被害には、身体的被害、精神的被害、財産的被害といった被害の内容や犯罪行為との関連性の強さ等、被害の状況に差異があります。

また、犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害及び二次被害を受けるおそれの有無等、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。

犯罪被害者等支援は、これら犯罪被害者等の具体的状況の差異を十分に踏まえた上で、必要かつ有効な施策を適切に実施していく必要があります。

3 途切れない支援の迅速・公正な提供

犯罪被害者等が、平穏な生活を再建するまでには、長い時間を要します。時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、犯罪被害者等が直面する問題は変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受けられるよう施策を迅速かつ公正に実施していく必要があります。

4 関係機関同士の適切な連携・協力による支援

犯罪被害者等支援を適切に、切れ目なく継続して実施していくには、支援を実施する関係機関同士の連携が欠かせません。

各関係機関が、お互いの役割を踏まえて、適切な支援を実施することができるよう、互いに連携、協力しながら施策を実施していく必要があります。

〈参考 条例より抜粋〉

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

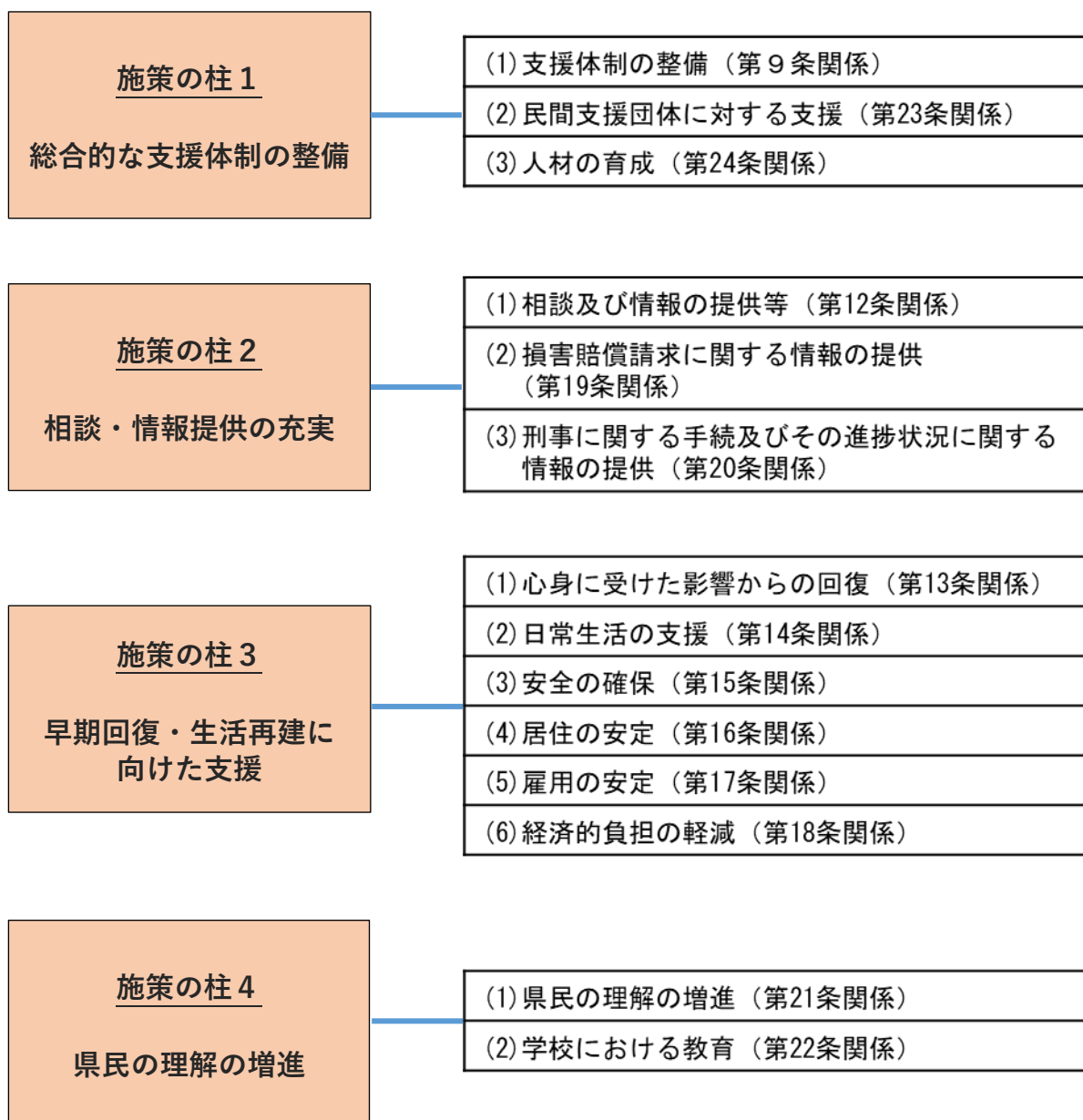
3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重」「犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援」「途切れない支援の迅速・公正な提供」「関係機関同士の適切な連携・協力による支援」の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。



2 具体的施策

施策の柱 1 総合的な支援体制の整備

犯罪被害者等が、関係機関のどこに相談しても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう総合的な支援を提供できる体制の整備に取り組みます。

(1) 支援体制の整備（第9条関係）

〈現状と課題〉

県内全域において、適切な支援に確実につなぐため、犯罪被害者等支援にかかる総合的対応窓口が県及び県内の全市町村において設置されていますが、更なる取組の充実が求められています。

犯罪被害者等支援施策における国、市町村、県のそれぞれの役割は、国は制度の企画立案や全国的に一定の水準を確保するための基準設定、市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、かつ、保健医療サービスや福祉サービスの実施主体であることから、一次的な相談窓口としての役割が期待されます。

県は、市町村域を超える対応や県全域にまたがる関係機関との調整等、広域性やより専門性の求められる取組を実施し、犯罪被害者等が県内のどこに住んでいても適切な支援が受けられるよう、国や市町村、関係機関等と連携しながら、総合的な支援体制を整備していく必要があります。

最も早期に犯罪被害者等に接する可能性が高いのは、警察であり、必要に応じて指定被害者支援要員を配置して、犯罪被害者等支援を実施しています。しかし、事件発生からの時間の経過とともに必要な支援は変遷していきます。

また、犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまであり、犯罪被害者等の個々の状況に応じた支援が求められています。このため、保健医療サービスや福祉サービス、経済的支援等、国、市町村、県、各関係機関が実施している支援サービスにつなげることが必要となってきます。

加えて、大規模な事案等が発生した場合には、同時に多数の死者が生じてしまう恐れがあることから、多数の死傷者が生じる大規模な事案等を念頭に置いた連携体制を構築することが必要です。

〈施策の方向性〉

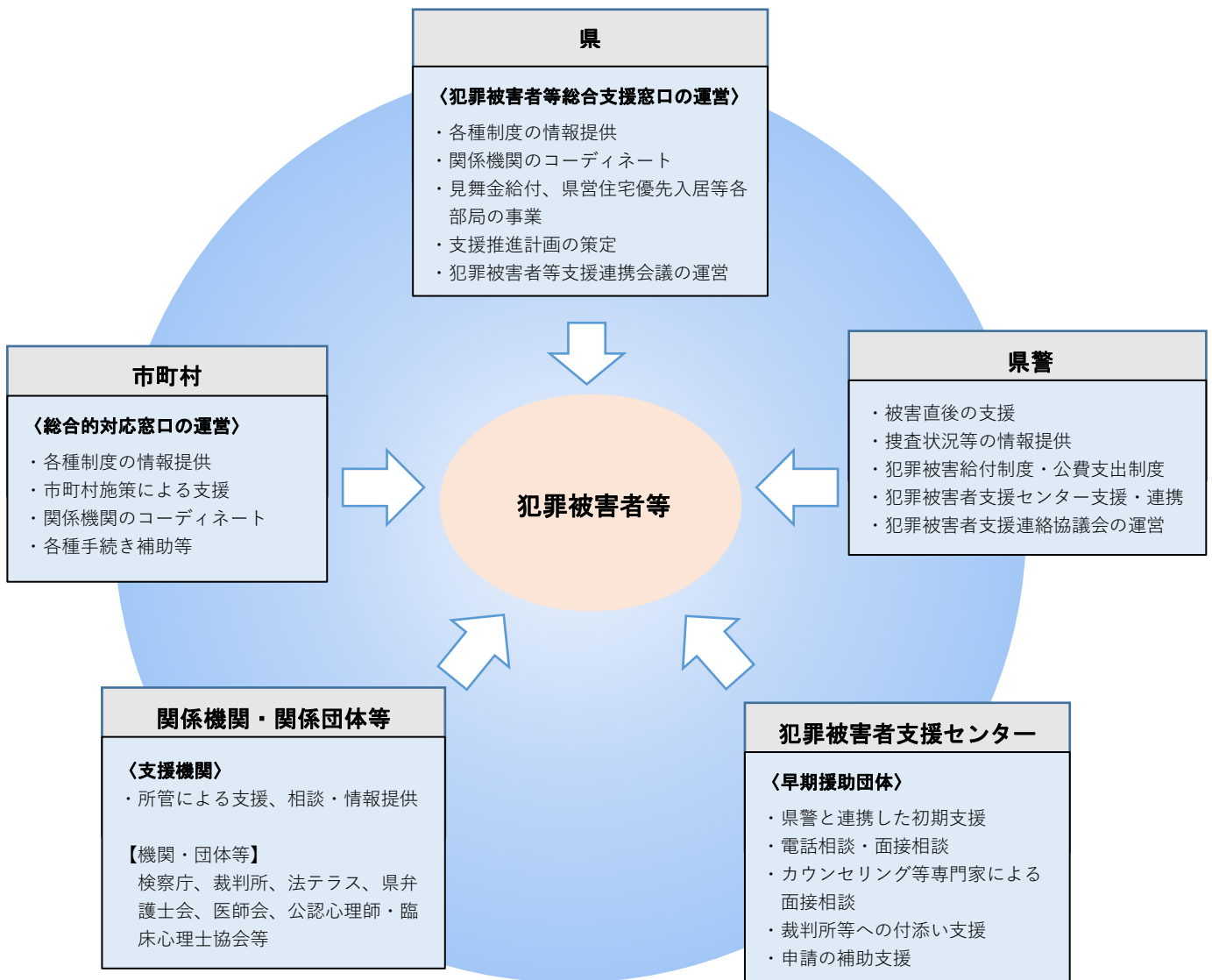
国、市町村、民間支援団体等と相互に連携・協力を図るための体制を整えとともに、大規模な事案が発生した際に、相互に連携・協力して犯罪被害者等への円滑な支援ができるよう体制整備を進めていきます。

また、市町村に対して、条例の制定も含め必要な施策の検討を呼びかけます。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	県民文化部
長野県犯罪被害者支援連絡協議会の運営	犯罪被害者等支援は多岐にわたっていることから、関係機関の連携が必要です。このため、「長野県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、必要な情報共有と適切な支援につなげていく体制を整えます。	警察本部
「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実	「被害者支援ノート」を活用し、「被害者と相談窓口担当者」や「関係機関の担当者間」の速やかな情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	県民文化部
支援従事者向け手引きの作成・配布	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引を作成し、市町村や関係機関等へ配布し周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。	県民文化部
長野県犯罪被害者等支援連携会議の開催	関係機関同士の連携を強化し、県の「犯罪被害者等総合支援窓口」及び市町村の「犯罪被害者等総合対応窓口」の機能の充実を図るため、長野県犯罪被害者等支援連携会議を開催します。	県民文化部

【支援体制イメージ】



(2) 民間支援団体に対する支援（第23条関係）

〈現状と課題〉

本県では、民間支援団体「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」が、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、被害者支援にあたっています。民間支援団体では、専門の研修を受けた相談員により、被害者それぞれの実情に即した柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、また、その運営は、行政等からの補助金等のほか、賛助会費や寄附金で賄われ、ボランティアにより支えられており、財政基盤の強化や人材の確保・育成が課題となっています。

〈施策の方向性〉

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、相談員の確保・育成のための研修等を行うほか、安定した財政基盤の確立に向けた支援を行うとともに、民間支援団体の活動に関して広く周知を図るなど、必要な情報の提供や助言、協力等の施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
民間支援団体の活動への支援	民間支援団体が開催する犯罪被害者支援に資すると考えられる講演会等について、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。	県民文化部 警察本部
民間支援団体が行う研修等への支援	民間支援団体等が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をします。	警察本部
早期援助団体の財政・人的基盤確立に向けた協力	早期援助団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けた協力をします。	警察本部
早期援助団体に対する情報提供制度の運用	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	警察本部

(3) 人材の育成（第24条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、被害の状況や置かれている立場がそれぞれ異なることから、必要とされる支援は多岐に渡ります。また、無理解や配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に二次被害を生じさせることがないように、十分な配慮のもとで支援を行う必要があります。

そのため、県や市町村、関係機関・団体等において支援に関わる全ての人々が、広く犯罪被害者等支援に必要な知識を身につけ、犯罪被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、犯罪被害者等支援に携わる人材の育成が求められています。

〈施策の方向性〉

県や市町村、関係機関、団体等において犯罪被害者等に関わる職員に対し、それぞれの業務に適した情報提供を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、職員全体の犯罪被害者等支援に関する理解が促進されるよう、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
市町村担当者への研修会等の開催	市町村へ犯罪被害者等支援施策の好事例の紹介等、情報を提供するとともに、市町村担当者を対象とした研修会等を開催し、担当者の対応力等の強化充実を図ります。	県民文化部
支援従事者を対象とした研修等の実施	支援従事者を対象とした研修会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止に関する理解の増進を図ります。	県民文化部 警察本部
男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等	複雑化、多様化する相談に対し適切に対応するため、相談員の研修会を実施し、専門性の向上に努めます。	県民文化部

<p>「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援</p>	<p>性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。</p> <p>被害者に寄り添った相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）が実施できるよう、スキルアップ研修の実施等を通じて相談員の育成を行います。</p>	<p>県民文化部</p>
<p>警察職員の採用時、昇任時等における犯罪被害者等支援に関する教養の実施</p>	<p>採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行います。</p>	<p>警察本部</p>

施策の柱 2 相談・情報提供の充実

犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が受けられるよう、相談窓口や情報提供等の充実に取り組めます。

(1) 相談及び情報の提供等（第12条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、突然の被害に戸惑い、困惑し、精神的ショックを抱えながら、被害直後から警察や行政機関等で様々な手続に追われ、弁護士の着手金、治療費や葬儀費用等の経済的負担を強いられ、さらには、裁判への対応を余儀なくされたり、他者の心ない言葉に傷つくなど、これまで体験したことのない様々な困難に直面します。これらの問題を、被害者自らの力だけで解決することは難しく、速やかな支援が不可欠であり、また、時間の経過とともに求められる支援内容も変化していきます。

このような状況にある犯罪被害者等が、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、犯罪被害者等の置かれている実情に応じた相談対応や情報提供等を行う必要があります。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再建を図るため、直面する様々な問題に対し適切に相談を受けることができるよう、国、市町村、民間支援団体等と連携し、相談体制の充実を図るほか、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介など、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

◇総合的な相談対応等に関するもの

施策名	施策の概要	所管
「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置〔再掲〕	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	県民文化部
市町村における総合的対応窓口の周知等	市町村における施策の策定や実施に必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等が求める支援にスムーズにつながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。	県民文化部

県警察及び民間支援団体と県、市町村との相互連携の促進	犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」と各種行政サービスの窓口である県、市町村その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。	県民文化部
警察相談専用電話「#9110」番の周知等相談体制の充実	全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口の周知を図るとともに、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	警察本部
海外における犯罪被害者等への国内支援に関する情報提供	海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。	警察本部
地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	警察本部
「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実 [再掲]	「被害者支援ノート」を活用し、犯罪被害者等が各窓口等で同じ説明を何度も繰り返さなければならない負担を軽減するとともに、犯罪被害者の状況を関係機関が情報共有し、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	県民文化部
弁護士による無料法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	県民文化部
長野県多文化共生相談センターにおける相談対応等	県内に住む外国人が安心して生活できるよう、多言語による相談に応じ、適切な窓口につなぐとともに、必要な情報提供を行います。中国語、ポルトガル語、タガログ語等、15の言語による対応が可能です。	県民文化部

◇主に身体犯又は交通事故事件に関するもの

施策名	施策の概要	所管
指定被害者支援要員による付添い、情報提供等	あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図ります。	警察本部
「被害者の手引」の作成等刑事手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	警察本部
交通事故に係る相談対応	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	県民文化部

◇子どもや女性、配偶者等に対する被害に関するもの

施策名	施策の概要	所管
児童虐待における相談及び一時保護	県内の5か所の児童相談所が、児童虐待に係る相談業務（市町村への専門的・技術的助言・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	県民文化部
女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護	女性相談センター及び保健福祉事務所において、配偶者等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、生活上の諸問題について相談に応じます。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	県民文化部

スクールカウンセラーによる相談支援	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	教育委員会
いじめ等の相談に関する解決に向けた支援	子ども支援センターにおいて、児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談に対し、助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。	県民文化部 教育委員会
男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等〔再掲〕	配偶者等からの暴力に関する相談に専門家が対応します。あわせて、関係機関、団体の紹介や保護命令制度に関する情報提供、利用の援助を行います。また精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施します。	県民文化部
被害少年等が相談しやすい窓口等の情報提供	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図ります。	警察本部

◇障がい者に対する被害に関するもの

施策名	施策の概要	所管
高次脳機能障害の相談及び支援普及	事故や病気などにより脳を損傷し、社会生活などに支障をきたしている高次脳機能障害のある方及びその家族の相談に応じ、社会復帰及び就労復帰に向けた総合支援を行います。	健康福祉部
障がい者虐待防止に向けた取り組み	市町村職員や障がい者福祉施設従事者等を対象に、障がい者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、長野県障害者権利擁護（虐待防止）センターにおいて障がい者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び対応やその後の適切な支援が図られるように努めます。	健康福祉部

◇性被害に関するもの

施策名	施策の概要	所管
「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援〔再掲〕	<p>性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。</p> <p>相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。</p> <p>被害者には、誰にも相談できずにいる方が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。</p> <p>また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携を充実させます。</p>	県民文化部
性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）等相談窓口の利便性向上	<p>性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」（ハートさん）等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。</p>	警察本部

◇心身の被害に関するもの

施策名	施策の概要	所管
医療の安全等に係る相談対応	<p>医療安全支援センターを設置し、患者及びその家族からの医療に関する相談に対し、中立的な立場から助言を行うとともに、他の相談窓口等と連携した情報提供・助言を行います。</p>	健康福祉部
精神保健の向上に係る相談対応	<p>精神保健福祉センター及び保健福祉事務所への精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります。</p>	健康福祉部

◇その他

施策名	施策の概要	所管
消費者被害に関する相談対応	<p>消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。</p>	県民文化部

労働相談	<p>労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。</p>	産業労働部
ひとり親家庭の自立に向けた支援	<p>ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。</p> <p>また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。</p>	県民文化部
生活困窮者の自立に向けた支援	<p>生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。</p> <p>また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。</p>	健康福祉部

(2) 損害賠償請求に関する情報の提供（第19条関係）

〈現状と課題〉

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間等が必要とされるほか、訴訟に関する知識不足などにより更に負担を背負うことがあります。犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に実現されるよう、損害賠償の請求について支援が必要とされています。

〈施策の方向性〉

犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、情報の提供・助言等の施策を行います。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
弁護士による無料法律相談 〔再掲〕	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	県民文化部
「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援 〔再掲〕	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、被害者の相談に応じて弁護士から法的な助言を受けられるよう、無料法律相談を実施します。	県民文化部
損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した「被害者の手引」等の冊子やパンフレット等の内容の充実を図ります。	警察本部
交通事故に係る相談対応 〔再掲〕	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	県民文化部
消費者被害に関する相談対応 〔再掲〕	消費生活センターにおいて、契約に至った経過や被害の状況を聞き取り、それに応じた、損害賠償の請求に係る専門家（弁護士や司法書士、紛争解決の支援を行う業界団体等）を紹介し、迅速な被害救済のための助言を行います。	県民文化部
暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援	公益財団法人長野県暴力追放県民センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。	警察本部

(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（第20条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、突然、事件や事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判の出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面する上、精神的に混乱する中で直面している問題を十分に認識できない状況に陥りやすい等、更に困難な状況に陥ってしまうことがあります。犯罪被害者等にとって、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響します。

犯罪被害者等のニーズに応じて、事件や事故の捜査状況等の情報提供などを行う必要があります。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与できるよう、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等を行います。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
捜査状況等に関する情報提供	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、連絡担当者等を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。	警察本部
「被害者の手引」の作成等刑事手続等に関する情報提供の充実 [再掲]	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	警察本部

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

犯罪に起因する様々な被害から犯罪被害者等が早期に回復できるよう、精神的、身体的負担の軽減や経済的負担の軽減、二次被害の防止等に取り組みます。

(1) 心身に受けた影響からの回復（第13条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど様々な心身の変調が、被害直後から中長期に亘り現れることも少なくありません。

このような状況にある犯罪被害者等に対して、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

加えて、特に未成年者の場合、犯罪被害によって、心身の発達への影響や、教育の機会が妨げられることで、その後の生育や、成人した後の社会生活や対人関係に影響を及ぼす可能性があります。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等が、心理的外傷や心身に受けた影響など、犯罪等による身体的、精神的な被害から回復できるよう、それぞれの心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供するため、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援〔再掲〕	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。 相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。	県民文化部
カウンセリング費用の公費支出	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用の公費支出制度の周知に努めます。	警察本部

<p>スクールカウンセラーによる相談支援 [再掲]</p>	<p>公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>精神保健の向上に係る相談対応 [再掲]</p>	<p>精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>早期援助団体に対する情報提供制度の運用 [再掲]</p>	<p>犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。</p>	<p>警察本部</p>

(2) 日常生活の支援（第14条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、ある日突然事件や事故に遭い、犯罪等による直接的な被害に加え、精神的なショックや身体的な不調のほか、警察や裁判所等における複雑な手続への対応など様々な問題に直面し、日常生活を維持することが困難になることも多くあります。

このため、犯罪被害者等が被害前の平穏な生活に少しでも近づけるよう、日常生活を支えるためのきめ細やかな支援や様々な配慮が求められています。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等が、生活を再建し、安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害等の状況や置かれている立場など、それぞれの実情に応じた生活支援や精神的負担の軽減、人権への配慮等、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
生活困窮者の自立に向けた支援 〔再掲〕	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	健康福祉部
ひとり親家庭の自立に向けた支援 〔再掲〕	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	県民文化部

<p>「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援〔再掲〕</p>	<p>性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、被害者が被害前の生活に近づけるよう、必要に応じて関係機関やカウンセリング・法律相談への付添支援を実施します。</p>	<p>県民文化部</p>
<p>スクールカウンセラーによる相談支援〔再掲〕</p>	<p>公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。</p>	<p>教育委員会</p>

(3) 安全の確保（第15条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、犯罪被害が発生した後も、同じ加害者から再び被害等を加えられるのではないかとの恐怖や不安を抱きながらの生活を余儀なくされることがあります。このため、犯罪被害者等の不安を軽減し、安全を確保するための様々な取組が求められています。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等が二次被害や再被害に遭わないよう、一時保護や入所施設による保護、防犯に関する指導や助言を行い、犯罪被害者等の安全を確保するために必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
非常時通報要領の指導等再被害防止措置の推進	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。	警察本部
一時避難場所宿泊料の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	警察本部
地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進 [再掲]	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	警察本部
暴力団等による危害を未然に防止するための保護対策の推進	暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害をうけるおそれのある者を保護対象者として指定し、被害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	警察本部

<p>ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</p>	<p>ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>児童虐待における相談及び一時保護 [再掲]</p>	<p>児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。</p> <p>また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。</p>	<p>県民文化部</p>
<p>女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護 [再掲]</p>	<p>要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。</p> <p>また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。</p>	<p>県民文化部</p>

(4) 居住の安定 (第 16 条関係)

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難になり、ホテル等の宿泊施設を使用したり、転居を余儀なくされたりする場合があります。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が中長期的に居住可能な住居や、一時的な避難場所を確保するための様々な支援が求められています。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合、それぞれの状況に応じ、住居や一時避難場所が確保できるよう、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等	犯罪被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	建設部
県営住宅におけるDV被害者等の優先入居等	DV被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居選考において、DV被害者を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	建設部
民間賃貸住宅の確保・情報提供	セーフティネット住宅の登録数増加・制度周知を進め、転居を余儀なくされた被害者等のニーズに応じ、民間賃貸住宅の確保・情報提供を実施します。	建設部
児童虐待における相談及び一時保護 [再掲]	児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	県民文化部

<p>女性相談センターにおける DV 被害等に係る相談及び一時保護 [再掲]</p>	<p>要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。</p> <p>また、児童虐待・DV24 時間ホットラインを設置し、通告、通報に 24 時間 365 日体制で対応します。</p>	<p>県民文化部</p>
<p>生活困窮者の自立に向けた支援 [再掲]</p>	<p>生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県 7 所、市 17 所、共同設置 2 所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。</p> <p>また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>

(5) 雇用の安定 (第 17 条関係)

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、突然の犯罪等による心身の被害に加え、捜査への協力や裁判への出廷など様々な対応を余儀なくされることにより、従前と同じように仕事ができなくなり、雇用関係の維持に支障を来すことも少なくありません。さらに、犯罪被害者等が新たに職に就こうとしても、被害による様々な負担から困難になることもあります。

このため、犯罪被害者等に対する就労支援の推進や、事業者による被害者への十分な理解、配慮が求められています。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性などについて、事業者の理解の促進につながる施策に取り組むとともに、犯罪被害者等の就労支援に必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
事業者等への理解の促進	従業員が犯罪被害に遭った場合に生じる職場での影響や、犯罪被害者である従業員が就労を続けられるよう配慮すべきことについて理解を深めるため、経営幹部や人事担当者に向けて、犯罪被害者等支援の重要性を周知します。	県民文化部
就職困難者のための就職サポート事業	障がい者、ひとり親家庭の父母、子育て期の女性、中国帰国者、ひきこもりの状態にある者などの就職困難者の就職支援のため、地域振興局に「女性・障がい者等就業支援デスク」を設置し、求人開拓員が求職者のニーズに沿って、求人開拓から職場定着まで一貫した支援を実施します。	産業労働部
労働相談 [再掲]	労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。	産業労働部
生活困窮者の自立に向けた支援 [再掲]	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県 7 所、市 17 所、共同設置 2 所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	健康福祉部

ひとり親家庭の自立に向けた支援 [再掲]	<p>ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。</p> <p>また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。</p>	県民文化部
農業労働者の安定確保支援	農業労働者の労働改善を図るため、農業労働環境改善意識啓発研修会を開催します。	農政部

(6) 経済的負担の軽減 (第 18 条関係)

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となって、休職、退職を余儀なくされ、収入が減少、途絶したりすることがあるほか、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用などの予期しない様々な経済的負担を強いられ、経済的な困窮に陥る場合があります。

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のそれぞれの実情に応じた支援施策が求められています。

〈施策の方向性〉

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関・団体等と連携し、経済的支援施策の充実に努めるとともに、利用可能な経済的支援制度に関する情報の提供や利用の助言等を行うなど、必要な施策を推進します。

また、見舞金の給付とともに、貸付金制度を要望されるご意見があることを踏まえ、犯罪被害者等の経済的負担の実情を把握し、貸付金制度の必要性について検討を行います。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
長野県犯罪被害者見舞金の給付	犯罪被害者等は、被害直後から弁護士の着手金、医療費、葬儀費用等さまざまな費用負担を強いられるため、遺族見舞金 60 万円、重傷病見舞金 20 万円を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	県民文化部
犯罪被害給付制度の犯罪被害者等への教示	犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底します。	警察本部
国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努めます。	警察本部
カウンセリング費用の公費支出 [再掲]	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用を公費支出します。	警察本部

「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援〔再掲〕	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」に相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や公認心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、その一部を県が負担します。	県民文化部
一時避難場所宿泊料の公費支出〔再掲〕	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	警察本部
診断書料・死体検案書料等の公費支出	身体犯・性犯罪被害者の診断書料、取得にかかる初診料・再診料等及び司法解剖を伴う死体検案書料を公費支出します。	警察本部
司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出	司法解剖後における遺体搬送費及び遺体修復費等を公費支出します。	警察本部
参考人等に対する費用の公費支出	警察の依頼に応じて出頭した参考人等費用を公費支出します。	警察本部
ハウスクリーニング費用の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する費用を公費支出します。	警察本部
生活困窮者の自立に向けた支援〔再掲〕	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	健康福祉部
高校生等への修学支援	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けられることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策の実施・周知を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会 県民文化部
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の運用	ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金及び生活資金等の資金の貸付けを行います。	県民文化部

生活福祉資金貸付制度の運用	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、生活の立て直しに向けた相談支援を行うとともに、無利子・低利子の生活資金等の貸付を行います。	健康福祉部
生活保護の実施	生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るため、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるものの活用を前提として必要な保護を行います。	健康福祉部
住民税の所得控除	盗難に遭い損失が発生した場合、保険金額で補填された部分を除き、一部の金額を所得金額から控除します。	企画振興部 総務部
自動車税の課税保留制度の運用	自動車盗難被害を受けた場合、その被害を受けた日から3か月以上経過しても発見されないとき、盗難被害を受けた月の翌月から課税を保留します。	総務部

施策の柱 4 県民の理解の増進

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性などについて、県民の理解を深め、職場や地域において犯罪被害者等に寄り添った配慮、支援が行えるよう広報啓発や教育活動を通じた理解増進に取り組みます。

(1) 県民の理解の増進（第21条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等は、地域社会において配慮、尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができます。そのためにも、県民や事業者の理解、協力は不可欠です。しかしながら、犯罪被害は自分とは関係がないと思われることが多く、さらに、SNS等による誹謗中傷などの二次被害も発生するなど、犯罪被害者等への理解は必ずしも十分に浸透しているとは言えないのが現状です。

このような状況を改善するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性や重要性について理解を深め、支援に向けた気運が高まるよう、広報、啓発等を一層強化していく必要があります。

〈施策の方向性〉

様々な機会や媒体を通じて広報活動や啓発活動、教育活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについて、県民や事業者の理解増進が図られるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、必要な施策を推進します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間」の期間において、広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性や民間支援団体の意義や支援活動についての理解促進を図るため、関係機関と連携し各種研修会の開催のほか、広報誌やホームページ等各種広報媒体を活用した啓発を実施します。	県民文化部 警察本部
人権啓発センターにおける出前講座等の実施	人権啓発センター職員等が、自治会等に赴き、犯罪被害者等に係る人権課題についての講座を行い、犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。	県民文化部
事業者等への理解の促進 [再掲]	職場における二次被害を防止するため、県内の事業者、事業者団体に対し啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めます。	県民文化部

「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援〔再掲〕	被害者には、誰にも相談できずにいる方が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。 また、「りんどうハートながの」の活動内容と併せて、「被害者は何も悪くない」などのメッセージの周知に努め、県民の理解促進を図ります。	県民文化部
消費者教育の実施	広報誌や啓発資料等により消費生活情報の提供を行い、特殊詐欺や悪質商法等の被害防止に努めます。あわせて、被害者は家族等にも相談できず、支援が遅くなることがあるため、被害者に対する周囲の人の声かけや専門家への早期の相談の重要性について周知します。	県民文化部
広く県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発	犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解促進を図るとともに、二次被害を防止するための広報・啓発に取り組みます。	県民文化部
各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	関係機関や民間被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等や性犯罪被害者等被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況、交通事故被害者等の現状等を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意識・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。	警察本部

(2) 学校における教育（第 22 条関係）

〈現状と課題〉

犯罪被害者等が児童生徒であるときは、被害によって今後の発達に大きな影響を与える可能性があります。

当該児童等の置かれた状況や発達状況に応じて、関係機関が一体となって十分な配慮を行うとともに、周囲の児童生徒への影響にも十分配慮を行う必要があります。

〈施策の方向性〉

学校において、犯罪被害者等が置かれている状況について学習する機会の提供や、被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を学校や地域等において実施するとともに、犯罪被害者等への理解を促進する広報、啓発活動を実施します。

〈具体的な施策〉

施策名	施策の概要	所管
「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等の講演等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなどし、中学生等の犯罪被害者等への配慮、協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	警察本部
犯罪被害者等の人権教育の推進	犯罪被害者とその家族にかかる人権課題を、人権教育推進上取り上げる様々な人権課題の一つとし、県内全ての学校や地域における人権教育の推進に努めます。	教育委員会
男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等 [再掲]	犯罪被害を未然に防ぐため、児童・生徒に向けたデートDV防止に関する講座を開催する学校への講師派遣や、教職員を対象とした指導者向けのセミナー等を開催します。	県民文化部

犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよ

う、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- (4) 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- (5) 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができ

るようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国家公安委員会委員長
- (2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する

者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成17年政令第67号により平成17年4月1日から施行]

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 (略)

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

長野県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（支援に関する計画）

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（支援体制の整備）

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅（県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）第2条に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給

に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供)

第19条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第20条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第21条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第22条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第23条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。